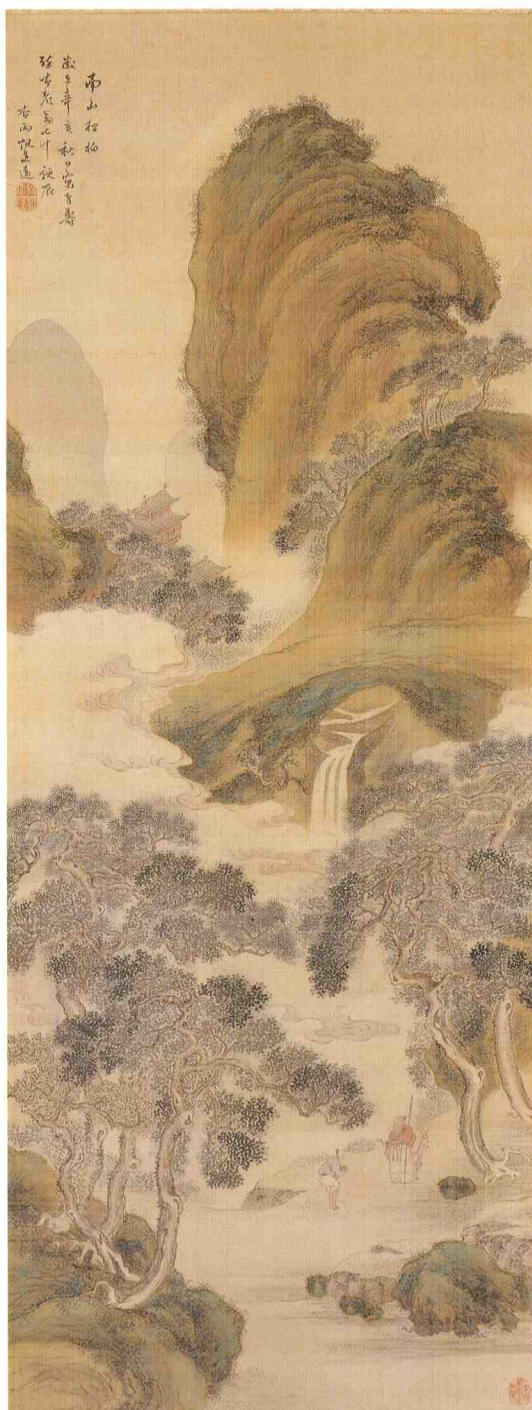


平成22年度

大分市の教育



大分市教育委員会

大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例

平成8年3月28日

大分市条例第2号

(目 的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに自由及び平等を定める世界人権宣言の基本理念にのっとり、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、第4条に規定する施策の推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の施策)

第4条 市は、あらゆる差別を撤廃し、人権を擁護するため就労対策、産業の振興、教育及び啓発に関する必要な施策の推進に努めるものとする。

(実態調査)

第5条 市は、前条に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

●表紙の作品について

帆足杏雨（ほあし きょうう） 1810年～1884年
「南山松柏図」 1851（嘉永4）年 絹本墨画着色 大分市美術館蔵

帆足杏雨は、臼杵領戸次市村（現大分市）の大庄屋の家に生まれ、幼少より書画に親しむ、高い文化的環境の中で育ちました。そして15歳で帆足家と親交のあった南画の巨匠田能村竹田に入門、その薫陶を受けながら、頼山陽や広瀬淡窓など多くの教養人と交わり、南画家として成長しました。また竹田の没後は、特に中国画の学習を深め40歳頃に独自の作風を確立、幕末の多くの南画家たちに影響を与えました。今年2010年は杏雨生誕200周年です。

本作は杏雨の旧友で、大坂の医師、松本酔古の古希の祝いのために描かれたもの。正面にそびえる、古来、霊山と崇められた中国陝西省の終南山と、周囲に葉を茂らせる松と柏は、みな長寿と繁栄の象徴であり、友人の古希を祝うにふさわしい、めでたい画内容となっています。

中国画に学んだ堅牢な構図に、柔軟な墨線と明るい彩色を施した本作は、独自の画境を打ち立てた杏雨40歳代を代表する佳作です。